

マージン率等に係る情報提供

令和5年6月1日
宝工業株式会社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和3年度(令和3年9月～令和4年8月))

記

- 令和5年6月1日付け派遣労働者数(直近実績) 2人
- 令和3年度 派遣先事業所数(実数) 1件
- 令和3年度 労働者派遣に関する料金の平均額 28,800円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 令和3年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 12,800円
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 55.5%
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口 連絡先：0246-53-3368

7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

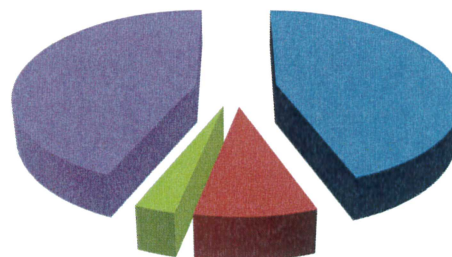
弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

訓練の内容	対象者	訓練方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
技能伝承研修	派遣労働者	OJT	派遣元	無償	有給	24時間
規格基準教育	派遣労働者	OFF-JT	派遣元	無償	有給	64時間

【マージン率等の内訳】

【マージン率：55.5%】

- 賃金
- 法定福利費(労働・社会保険等)
- 教育訓練費等
- 運営費等



8 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別及左記協定対象労働者の範囲

- 協定締結の有無等：締結している (協定書の有効期間終期 令和6年3月31日)
- 労使協定対象労働者の範囲：スクリー圧縮機組立